



平成 28 年 7 月 28 日

各 位

会 社 名 株式会社フジクラ
代表者名 取締役社長 伊藤 雅彦

(コード番号 5803 東証第一部)
問合せ先 コーポレート企画室長 芹澤 孝治
(TEL. 03-5606-1112)

当社子会社における過年度法人税の納付について

当社の連結子会社である Fujikura Electronics (Thailand) LTD.は、タイ国税当局より同国の投資奨励法に基づいて免税措置を受けた事業に係る過去の課税所得計算及び欠損金の取扱いについて更正通知(4件、合計 921 百万バーツ、約 28 億円)を受領しておりましたが、同社では従来同国投資委員会の基準に従って税務上の手続を行ってきたものであり、本通知の内容は正当な根拠を欠く不当なものであって容認できないことから、タイ歳入局不服審理委員会へ不服の申し立て及びタイ中央租税裁判所へ提訴しておりました。

平成 28 年 5 月 16 日に、上記の提訴又は不服申し立てと類似する内容を有する他社のタイ最高裁判所の訴訟において、納税者側の主張を棄却する判決が下されました。この判決を受け、タイ財務省は平成 28 年 6 月 16 日付で、法人税の納付申告期限の延長を告示し、該当企業は平成 28 年 8 月 1 日までに裁判所に提訴の取下げ、不服審理委員会に不服申立の取下げを申請し、裁判所及び不服審理委員会がそれを許可又は承認した場合、修正申告・納税を行えば、加算税及び延滞税を免除する内容の通達を告示しました。

当社グループでは、上記タイ財務省の通達に従い、提訴及び不服申立の取下げを行ったうえで、更正を受けていない事業年度分を含めて修正申告、納税を行うことに致しました。

業績に与える影響

過年度法人税等 898 百万バーツ (約 27 億円) を平成 28 年 7 月 28 日公表の連結決算において計上しております。

以 上